

## 第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

### 1 食料自給率の向上を目指して

#### (1) 九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組

##### (多様な連携に向けた取組)

九州農政局では、食料安全保障、食料自給率向上に関する関連施策を的確に推進するため「食料安保・自給率向上本部」を設置し、毎月、取組状況・充実策の検討を行っています。

また、食料自給率向上の取組を進めていくためには、これまでの枠を超えた多様な分野の連携が重要であるとの考えから、地域で地産地消や食育といった活動に取り組んでいる方々を始め、観光やメディアなど食と農に係る幅広い分野の方々にも御参加頂き、平成20年度から毎年交流の機会を設けています。



菅地域の棚田

24年度は、24年9月13日に食と農の交流会「棚田の集いin山都町<sup>やまとちょう</sup>」(熊本県)を、25年2月28日に「大木町の集い<sup>おおきまち</sup>」(福岡県)をそれぞれ開催しました。

「棚田の集いin山都町」では、九州各県から31名が参加され、棚田百選に選ばれた山都町の菅<sup>すげ</sup>地域における棚田オーナー制度や鮎の瀬交流館の運営等の地域



の取組、現状を踏まえながら、棚田地域の活性化、条件不利地域での農業の持続性等について検討しました。「地域の取組は試行錯誤しながら長く続ければ必ず何らかの良い結果につながる。」、「米は輸入できるが、水田の赤とんぼや周りの景観、環境は輸入できない。」等の意見が出されました。最後に、参

加者それぞれができることに取り組み、さらに今後の交流が進むことを期待し、意見交換会が閉められました。

「大木町の集い」では、九州各県から32名が参加され、生ごみ等をバイオマス資源として循環利用するための「おおき循環センター」において、循環型まちづくりや地域の活性化を含めた地域農業のあり方を検討しました。「後継者である自分の子供や地域の子供たちに農業の良さ、素晴らしさを伝えることが大切。」、「農業は格好いいと若者が思えるように機会、場所を提供すれば、参

入者が増え、地域活性化につながる。」等の意見が出され、最後に本日のこの交流を各地域で広げていくことを確認しました。

九州農政局では、食料自給率向上に向けた今後の活動に活かして頂くよう本交流会の概要を



大木町でのグループ討議の様子

取りまとめ、ホームページ※<sup>1</sup>に公表していま

す。また、本交流会に参加頂いた方を始め九州各地で食と農に関わり活躍されている方々を紹介する食と農の関係者情報サイト※<sup>2</sup>も設けています。これらの方々がそれぞれの地域で新たな

ネットワークがさらに充実していくよう、今後とも努力して参ります。



おおき循環センターメタン発酵槽

### 今年度は「食と農の交流会」にこんな方々にも御参加頂きました。

#### 【棚田の集いin山都町】

○菅純一郎さん（菅里山レストラン代表：熊本県熊本市）

熊本県庁を早期退職。自宅で直売所を営み、現在、菅里山レストランの代表として地域の活性化に貢献。

○沢畑亨さん（愛林館館長：熊本県水俣市）

水俣市久木野の村おこし施設である愛林館の館長に全国公募で選ばれ、現在19年目、久木野地域の村おこしの活動を継続。

○市原幸夫さん（(株)パストラル代表取締役：熊本県山鹿市）

農産物を主原料とした業務用アイスを製造・販売。菊鹿町で合鴨水稻同時作に取り組んでいる生産者5名と”相良あいがもん倶楽部”を結成し、里地農業の再生に挑戦。

#### 【大木町の集い】

○水落重喜さん（農事組合法人きのこの里理事長：福岡県大木町）

昭和60年に農事組合法人きのこの里を設立、その後農事組合法人8社、有限会社・株式会社各2社の創業を支援。地域農業の推進役として活躍。

○末次龍夫さん（NPO法人スローフード協会筑後平野理事長：福岡県久留米市）

脱サラ後、自然卵養鶏を始め循環型農業を開始。同時に無農薬米、無農薬野菜の生産を始める。経営安定のためエコファーマー認定アスパラガスを生産。家族経営協定を結び夫婦共同申請の認定農業者。

※<sup>1</sup> 九州農政局HP「食料自給率コーナー」

→[http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu\\_t/jikyuritu\\_t.html](http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/jikyuritu_t.html)

※<sup>2</sup> 九州農政局HP「食と農の関係者情報」

→[http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu\\_t/syoku\\_nou.html](http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/syoku_nou.html)

## (2) 食育の推進

### (日本型食生活の推進の取組)

近年の国民の食生活は、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加など多くの問題が生じています。これらを改善するためには、国民一人ひとりに栄養バランスのとれた日本型食生活の実践に取り組んでいただくことが重要で、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と選択する力を養っていただくための食育を充実する必要があります。この日本型食生活は、日本の気候風土に適した米を中心に、水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成されており、栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいるという特徴を持っています。

九州農政局では、日本型食生活をより一層推進するため、23年度に引き続き、九州各県で食育に取り組まれている方々を対象として、地域の農林水産物を活用した食生活等をテーマとしたワークショップ<sup>※1</sup>形式の情報交換や意見交換を行いました(表2-1)。



伝統野菜を活用した日本型食生活の推進を議論するワークショップを開催(熊本市)

表2-1 ワークショップの開催状況

(平成24年度)

開催地	テーマ
熊本県熊本市	伝統野菜を活用した食育の推進
福岡県福岡市	美しく体に良い日本型食生活を広めるには
福岡県北九州市	朝食の欠食と食育
佐賀県佐賀市	米粉の活用について
長崎県長崎市	郷土料理を取り入れた日本型食生活の普及
大分県日田市	地域の郷土料理を知ってもらおう
熊本県芦北町	地域の食文化再発見!!こればネタにみんなで食育ば語ってみよう!
宮崎県宮崎市	宮崎の食育を考えよう
宮崎県延岡市	食育から地域のコミュニティづくり
鹿児島県鹿児島市	栄養教諭の立場にたった日本型食生活の普及・促進
鹿児島県鹿屋市	食事バランスガイドを活用した日本型食生活について

### (教育ファーム推進の取組)

教育ファームは、体験学習を通じて生命あるものを育てる仕事を知り、食の大切さに気づいていただく場として、農林漁業を生業とする方の指導の下で体験する機会を提供する取組です。九州農政局では、この取組を推進するとともに、九州各地域の様々な事例を収集し、九州農政局ホームページ(HP)の「九州の食育のひろば」<sup>※2</sup>で紹介しています。

※1 ワークショップとは、様々な立場の人が集まって、お互いを尊重しながら自由に意見を出したり議論したり、一緒に何かを作り上げたりするような集まり(場)のことをいいます。

※2 九州農政局HP「九州の食育のひろば」<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/hiroba.html>





農業従事者の指導による脱穀作業の体験をする小学生（福岡県朝倉市）



漁業従事者の指導による地引き網の体験をする親子（宮崎市）

### （食育アイランド九州交流会の取組）

地域において食育を推進するためには、食育に関わる関係者が情報を共有し情報発信していくことが重要です。

九州農政局では、九州各地で様々な食育活動に取り組んでいる方々の情報発信と関係者のネットワーク作りを支援するため、九州農政局HPに「食育アイランド九州」<sup>\*</sup>を開設しています。現在、「食育アイランド九州」に登録いただいている768の個人・団体（25年3月末）の方々に、活動の参考としていただくためのメールマガジン「しまかぜ」を配信しています。また、登録者を中心とした関係者相互の情報交換と意見交換を図るため、各地域センターにおいて食育アイランド九州交流会を開催しています。

また、九州全体の連携と交流を促すため、「食育を通じた地域活性化（24年9月）」、「農林漁業体験の推進（24年12月）」、「伝統野菜を活用した食育の推進（25年2月）」の3つをテーマとした分科会形式の交流会を開催しました。このうち、「農林漁業体験の推進」分科会では、食育アイランド九州登録者のほか管理栄養士を志す大学生や農業高校生にも参加いただき、れんこん掘りを体験した後、体験に取り組む上での課題等について意見交換を行い、若者たちを含めた交流・連携の充実が必要などの意見が出されました。



農林漁業体験活動の取組を広げるため、実際にれんこん掘りを体験（熊本市）

<sup>\*</sup>九州農政局HP「食育アイランド九州」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/island.html>

### (3) 九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進

地産地消は、食料自給率の向上に貢献するとともに、生産者が自ら消費者に直接販売することで、やりがいを実感しつつ所得を確保する機会を提供するなど、地域農業や関連産業の活性化に貢献するものです。

#### (地産地消促進計画の策定)

22年12月に制定された「六次産業化・地産地消法」に基づき、各地方自治体は実践的な「地域の農林水産物の利用の促進に関する計画（促進計画）」を定めるよう努めなくてはなりません。九州では24年度末現在で、各県及び市町村で21件の促進計画が策定されています。

#### (地産地消に関する全国表彰)

農林水産省では、「地産地消給食等メニューコンテスト」<sup>※1</sup>を毎年開催し、学校給食や企業の社食、外食等を対象に地場農林水産物の活用と生産者との交流等を実践しているメニューを表彰しています。

24年度は、九州からは学校給食・社員食堂部門、外食・弁当部門併せて11メニューの応募があり、「(有)福岡精肉・デリカ (TOMSANキッチン)」(佐賀県佐賀市)が食料産業局長賞を受賞されました。これは、佐賀県産の食材を豊富に取り入れた幼稚園・託児所用の宅配弁当で、野菜栽培や親子教室などの食育活動も年間を通じて実践されています。また、「佐賀市立赤松小学校」<sup>あかまつ</sup>



食料産業局長賞受賞メニュー  
(有)福岡精肉・デリカ (TOMSANキッチン)

(佐賀県佐賀市)、「アクトフォー株式会社 (魚市場もったいない食堂)」(長崎県佐世保市)が、九州農政局長賞を受賞されました。

このほか、各地域の立地条件を活かした創意工夫のある様々な地産地消の取組・活動に対し「地産地消優良活動表彰事業」<sup>※2</sup>を行っています。

24年度は、「糸島漁業協同組合」(福岡県糸島市)、「日置地域地産地消ネットワーク」(鹿児島県日置市)が食料産業局長賞を受賞され、また、「道の駅たちばな」(福岡県八女市)、「農事組合法人ひらど新鮮市場」(長崎県平戸市)が、九州農政局長賞を受賞されました。

※1 農林水産省HP「第15回地産地消給食等メニューコンテスト 審査結果について」

→ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/chisan/menyu5.html>

※2 農林水産省HP「第7回地産地消優良活動表彰の審査結果について」

→ <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/renkei/130301.html>

(4) 九州における農産物の生産振興・消費拡大

ア 米

(ア) 平成24年産米の需給調整の取組結果

24年産米について、全国では、生産数量目標793万tの面積換算値150万haに対し、2万4千haの過剰作付となりましたが、九州では、全県が生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなりました。(表2-2)

表2-2 平成24年産米の需給調整取組状況

単位:t, ha

	米の生産数量目標		主食用米		過剰生産量 ③-①	過剰作付面積 ④-②
	①	面積換算値 ②	実生産量 ③	実作付面積 ④		
福岡	190,950	38,300	185,700	37,900	▲ 5,250	▲ 400
佐賀	141,300	26,800	134,400	26,400	▲ 6,900	▲ 400
長崎	65,710	13,800	63,600	13,600	▲ 2,110	▲ 200
熊本	200,160	38,900	188,400	37,600	▲ 11,760	▲ 1,300
大分	123,640	24,600	115,400	23,500	▲ 8,240	▲ 1,100
宮崎	100,940	20,300	89,400	18,900	▲ 11,540	▲ 1,400
鹿児島	116,960	24,300	107,600	23,200	▲ 9,360	▲ 1,100
全国	793万	150.0万	821万	152.4万	28万	2.4万

資料：農林水産省「平成24年産の都道府県別の需給調整の取組状況（10月15日現在）」

(イ) 新規需要米の取組

24年産新規需要米の取組計画の認定面積は、全国で6万8,091ha、九州で1万8,936haとなりました。(表2-3)

九州では、稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)の取組が最も多く、全体の76%を占めています。全国では米粉用が前年より減少していますが、九州においては全用途で取組が増え、認定面積の合計は、23年産に比べて8%(1,429ha)増加しました。

表2-3 平成24年産新規需要米の取組計画認定面積

単位: ha

用途	全国			九州		
	24年産	23年産	対前年増減率(%)	24年産	23年産	対前年増減率(%)
飼料用	34,525	33,955	2	3,793	3,791	0
米粉用	6,437	7,324	▲ 12	476	414	15
WCS用稲	25,672	23,086	11	14,410	13,121	10
青刈り稲・わら専用稲	369	322	15	194	126	54
その他	1,088	882	23	63	55	15
合計	68,091	65,569	4	18,936	17,507	8

資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

注：その他は、輸出用、バイオエタノール用、主食用以外の用途の種子等



## (ウ) 米の消費拡大に向けた取組

### (めざましごはんキャンペーン)

1人1年間の米消費量は、食生活の変化等により減少傾向にあり、平成23年度は57.8kgとピークであった昭和37年度の118.3kgの半分以下となっています。

また、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」によると、朝食の欠食率を年代別に見ると、15～19歳でそれ以下の年代より増加し、男女とも20歳代で最も高くなっています。

農林水産省では、朝ごはんの習慣化や米の消費拡大を推進するため「めざましごはんキャンペーン」を行っています。九州農政局においても、その一環として、サッカー日本女子代表「なでしこジャパン」の澤穂希選手を起用したポスターを管内の学校や企業等へ配布し、朝ごはんの推進を呼びかけました。



「めざましごはんキャンペーン」のポスター

### (<sup>こめこ</sup>米粉の普及推進の取組)

農林水産省では、水田を有効活用して食料自給率を向上させるため、米粉用米の生産を推進しており、従来は米粉が使用されていなかったパン、麺、洋菓子等や料理への利用拡大を図っています。



スーパーマーケットでの米粉料理実演会

最近では、食品メーカーによる米粉食品の製造販売が盛んになり、店頭で米粉食品を目にする機会も増えつつあります。しかし、家庭でも米粉が料理に利用できることについては認知度が低く、まだ一般的な食材とはなっていません。

このことから、九州農政局では、九州米粉食品普及推進協議会<sup>\*</sup>や各県等と連携し、米粉の普及推進を行っています。

24年度は、新たに作成した米粉料理レシピ集を消費者等へ配布しました。また、食生活改善推進員を対象とした米粉料理講習会、米粉に携わる関係者・消費者を対象とした米粉利用拡大セミナー、スーパーマーケットでの米粉料理実演会等も開催しました。

このような取組を通して、米粉食品への関心が高まり、将来的には各家庭で米粉が利用されることを目指しています。

<sup>\*</sup> 16年3月に九州管内における生産者団体、流通業者、食品事業者、自治体等の関係者により米粉食品の普及推進を目的として設立されました。25年2月現在で会員数189(団体・個人)。

## イ 麦 類

### （国内の麦類の消費の動向）

国内の麦の消費は、そのほとんどが外国産で賄われており、国産の使用割合は1割程度となっています。

麦類の使用割合を用途別に見た場合、品種の特性から国産小麦は主に日本麺用、国産大麦・裸麦は主に主食用、みそ用、麦茶用に使用されています。

このため農林水産省では、麦類を自給率向上のための重点作物と位置づけ、生産拡大を推進するとともに、消費者や実需者から国産麦が選択されるよう、現在国産麦の使用割合が低いパンや中華麺等の用途を含め新たな需要拡大・新品種導入(表2-4)を推進しています。

表2-4 新品種の導入事例(パン用小麦)

品種名	平成19年	平成23年	差
ゆきちから	763ha	1,699ha	(+936ha)
ニシノカオリ	2,288ha	2,357ha	(+69ha)
ミナミノカオリ	1,094ha	3,644ha	(+2,550ha)

資料：農林水産省調べ

### （九州地域の状況）

九州では、北部を中心に麦類の作付けが行われ、小麦では全国の1割弱、大麦で3割強の生産量となっており、北海道に次ぐ産地となっています。

水田作では米・大豆等の収穫後に、冬作物として麦類を生産する一年二作体系が多く、高い耕地利用率となっています。

（平成23年田の耕地利用率 全国92.1% 佐賀県144.2% 福岡県120.8%）

各産地ともに小麦、二条大麦を中心に作付けが行われていますが、福岡県では、パン・中華麺用小麦の「ちくしW2号（ラー麦<sup>※</sup>）」の作付けが拡大しています。また、佐賀県ではビール用二条大麦の生産が、大分県では県内の実需者と結びついた、はだか麦の作付けが盛んに行われています。

一方で麦類は湿害に弱く、特に水田作での作付けが多い九州においては、排水対策の励行が重要となっています。

九州各県では、生産者団体、試験研究機関等関係者と連携しながら、実需者から求められる高品質麦の生産のため、本暗きよ、弾丸暗きよ等の排水対策の徹底等による品質・単収向上等に向けて現場への指導を行っています。



弾丸暗きよ施工  
（トラクタによる簡易施工）

※ 地産地消となる新たなラーメン用小麦として開発。品種の特性として、①麺にしたときの色が良い、②ラーメンの歯切れが良い、③ゆで伸びしにくく食味が優れるといった点が挙げられます。



### （九州農政局での取組）

九州では、平成21年以降収穫期の降雨等により麦類の不作が続いており、生産数量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。

このため、九州農政局では24年8月に「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」を開催し、管内各県に対し麦、大豆等重点作物ごとに九州地域におけるこれまでの取組状況や課題、今後の取組方針案等を提示し意見交換と情報共有を行いました。

その後、25年1月末～2月上旬に「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」を実施し、各県及び各県農業団体に対し、今後の具体的な作付拡大に向けた対応方向の作成例等を提示し、各県での精力的な取組を依頼したところです。

また、このキャラバンにおいては、麦の生産拡大に向けて、排水対策が難しいなど麦作に適さないほ場に無理に作付けするのではなく、団地化や排水対策が可能な地域における水稲・大豆跡の冬季不作付地をターゲットとするとの基本的な考え方の下、24年度補正予算「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」や25年度予算「大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業」を活用した品種転換や新技術の導入、ほ場条件の改善等を働きかけました。

これを受け、各県においては、麦の過去の生産実績、不作付地の状況、地域の推進体制等について、検証を行うとともに、農業団体関係機関と一体となって、麦の生産拡大に向けた具体的な取組が進められているところです。

その中で、熊本県は、農政局とともに先行して検証を行い、「取組状況」より具体的かつ詳細な対応方向として「作付拡大に向けた検証及び対応方向」のとりまとめを行いました。

## ウ 大豆

### （国内の大豆の消費動向）

大豆は、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の原料として日本食で欠かすことのできない食材ですが、国内で消費される食品用大豆<sup>※</sup>のうち国産は2割程度となっています。

このため、農林水産省では、大豆を自給率向上のための重点作物と位置づけ、生産拡大を推進しています。

### （九州地域の状況）

九州は全国的にみても大豆栽培の盛んな地域（生産量は全国の約2割）で、品質面でも高い評価を得ています。特に九州北部の平野部では、水田地帯で大豆の栽培が盛んに行われ、全国屈指の産地となっています。

このことは、全国豆類経営改善共励会において最高位の賞である農林水産大臣賞を経営（個人）の部、集団の部ともに5年連続で受賞していること、佐賀県の大豆単収が4年連続（20～23年産）で日本一ということからもうかがえます。

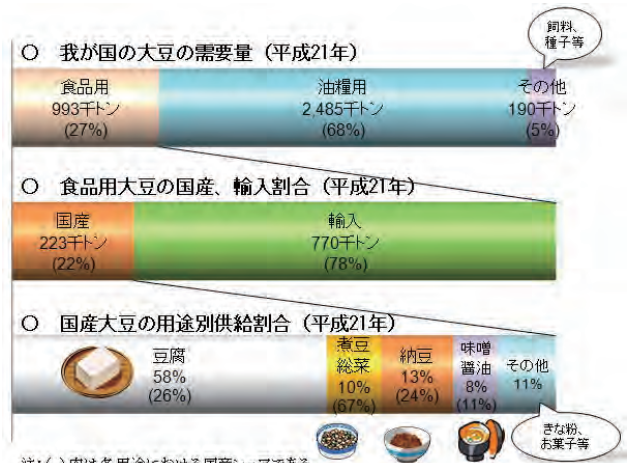


表 2 - 5 豆類経営改善共励会大臣賞受賞者とその概要

大豆集団の部（写真左側）				大豆経営の部（写真右側）			
西川副地区営農組合（佐賀県佐賀市）				金子正一氏（福岡県柳川市）			
作付面積	単収	労働時間	上位等級比率	作付面積	単収	労働時間	上位等級比率
96.7 ha	357kg/10a	4.7hr/10a	95.1%	18.1 ha	341kg/10a (フクユタカ)	2.3hr/10a	97.6%

※ ここでいう「食品用大豆」とは、豆腐、納豆、味噌、煮豆等の大豆加工食品に用いる大豆をさします。サラダ油等の油糧用に用いる大豆と区別するための便宜的な呼称です。

図 2 - 1 大豆の需要動向



注：( )内は各用途における国産シェアである。  
資料：農林水産省HP「大豆をめぐる事情」より抜粋

### （九州農政局での取組）

九州農政局では、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術等現地検討会」（24年10月）を熊本県内で開催し、生産・流通・販売対策についての意見交換や、大豆の新たな需要開拓として大豆粉を使用した製品開発状況について現地調査を行いました。

さらに、近年、大豆の生産数量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあることから、麦の振興とあわせて「土地利用型作物に係る食料自給率向上に向けた検討会」（24年8月）及び「麦・大豆等生産拡大推進キャラバン」（25年1月末～2月上旬）を実施し、各県等との情報・意見交換や、各地域での精力的な取組の依頼を行いました。（P88前述）

また、このキャラバンにおいては、今後の大豆の生産拡大に向けて、麦類と同じく、団地化や排水対策が可能な地域における麦跡の夏期不作付地をターゲットとするとの基本的な考え方の下、24年度補正予算「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」や25年度予算「大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業」を活用した大規模技術・経営実証等の実践を働きかけました。

これを受けて、各県では、大豆の過去の生産実績、夏期不作付地の状況、地域の推進体制等について、検証を行うとともに、農業団体関係機関と一体となって、大豆の生産拡大に向けた具体的な取組が進められているところです。

#### 【大豆の新たな需要開発の取組】（熊本県<sup>やまがし</sup>山鹿市）

熊本県山鹿市の「水辺プラザかもと」では、地元産大豆のみを使用した大豆の新たな需要開発に取り組んでいます。

大豆パンは、青臭みのない大豆粉<sup>\*</sup>を製造した地元企業からパンの開発依頼があったことがきっかけで、平成22年に商品化し、商品名は公募により「大豆良<sup>だいとりのりょう</sup>」に決定されました。

パン以外に大豆を使用した製品として、生地到大豆粉を使用し、黒豆と豆乳ホイップを巻いたロールケーキがあります。また、シフォンケーキは、大豆粉の使用はありませんが、きな粉100%で製造しています。

これらの製品は、「健康に良い」、「アレルギーの心配がない」など消費者から高い評価を受けています。



大豆パン



ロールケーキ



シフォンケーキ

※ 大豆粉とは、大豆を生のまま粉碎し粉にしたもので、大豆を炒って皮をむき、ひいたきな粉とは異なります。小麦粉、米粉に次ぐ第3の粉として人気を集めています。

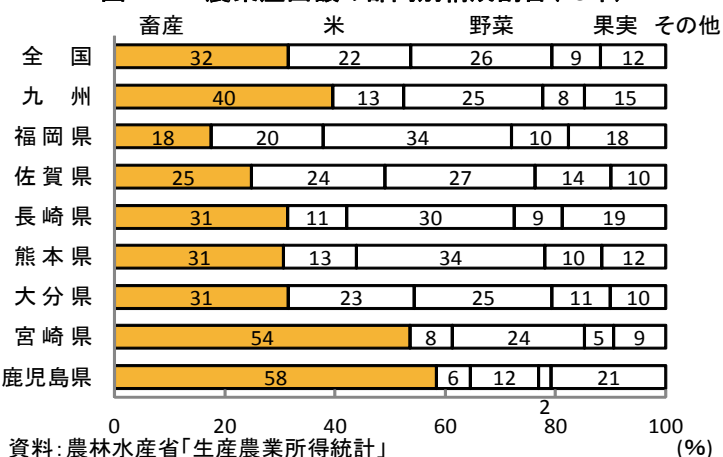


## エ 畜産

### （最近の畜産をめぐる状況）

全国の畜産に係る農業産出額（2兆6,306億円）のうち、九州は約4分の1（6,428億円）を占めています。また、九州の農業産出額のうち4割を占め、中でも南九州の鹿児島県で58%、宮崎県で54%と県内の農業産出額に占める割合が南九州で特に高く、全国有数の畜産地帯となっています（図2-2）。

図2-2 農業産出額の部門別構成割合(23年)



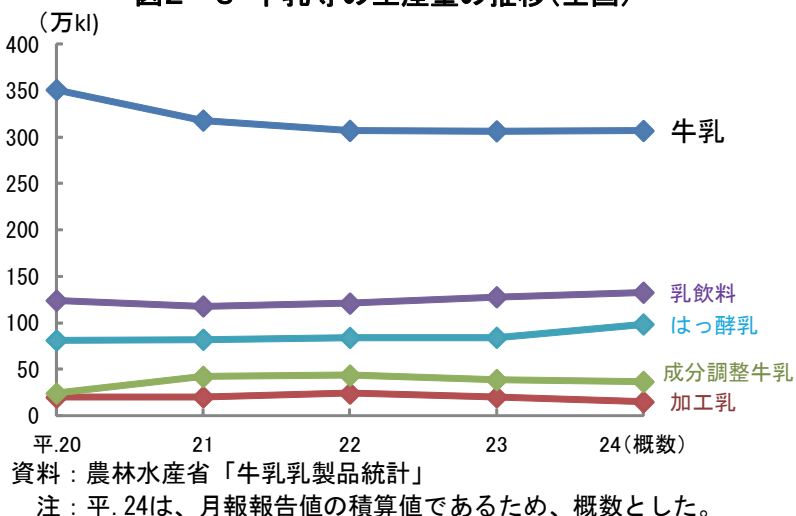
一方、デフレ等の影響により総じて畜産物価格が低迷する中、飼料価格が高騰し、畜産農家を取り巻く状況は厳しいものとなっています。特に24年度はアメリカ中西部における干ばつによる影響から、とうもろこしの国際価格（シカゴ相場）が史上最高値を更新（24年8月21日：327.2ドル/t）するなど高騰し、この影響により10～12月期の配合飼料価格が大幅に引き上げられました。

この価格高騰に対応するため、24年度第3四半期及び第4四半期における配合飼料価格安定制度の異常補填の発動基準を引き下げるにより補填金を増額し、実質的な農家負担の軽減を図るとともに、経済対策第二弾により異常補填基金を積み増し、補填財源を確保したところです。

### （国産畜産物の生産・消費の状況）

全国の牛乳の生産量は、少子化やミネラルウォーター・野菜飲料等の消費量増加等により、近年、減少傾向にあります。一方、はっ酵乳や乳飲料は増加しているものの、価格面等から21年に急増した成分調整牛乳は、減少しています。（図2-3）。

図2-3 牛乳等の生産量の推移(全国)

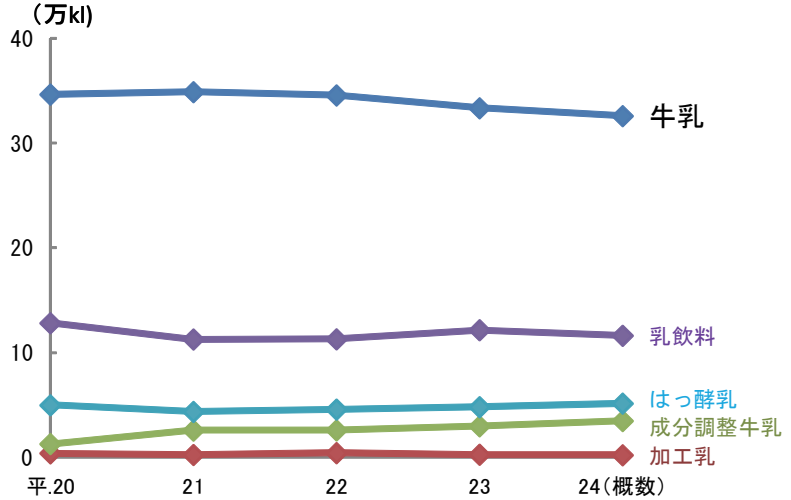


また、九州での牛乳の生産量は、ここ数年、減少傾向にあります。成分調整牛乳、発酵乳は、増加傾向で推移していますが、乳飲料については横ばいで推移しています（図2-4）。

全国の牛肉の生産量は、比較的安価な輸入牛肉の需要が強まっていることや、乳用種の減少等によりここ

数年低下傾向にありましたが、24年度は、若干回復傾向にあります。また、24年度の牛肉の消費量は、現地価格の上昇等で牛肉輸入量が減少したことにより、前年度よりわずかに減少しています。

図2-4 牛乳等の生産量の推移(九州)



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

注：平.24は、月報報告値の積算値であるため、概数とした。

#### (畜産振興のための対策)

農林水産省では、経営の安定を図るセーフティネット措置として加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度等の畜産経営安定対策を実施しています。（表2-6）。

表2-6

区分	内容
加工原料乳生産者補給金制度	加工原料乳地域(北海道)の生乳再生産の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付 ○補給金単価:24年4月～12.20円/kg ○限度数量:24年度 183万t
肉用子牛生産者補給金制度	肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、子牛生産者に生産者補給金を交付 ○保証基準価格: ・黒毛和種:24年4月～310,000円/頭 ・褐毛和種:24年4月～285,000円/頭 ・他肉専用種:24年4月～204,000円/頭 ・乳用種:24年4月～116,000円/頭 ・交雑種:24年4月～181,000円/頭

また、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、粗収益と生産費との差額の8割を補填する「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」を実施するとともに、24年度補正予算において、畜産経営の安定を図るための「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」及び「養豚経営安定対策事業」の資金の追加造成や、畜産経営における生産性や飼料自給率向上を図るための「畜産経営力向上緊急支援リース事業」等を措置しました。

さらに、国産畜産物の消費拡大を図るため、九州農政局では、毎年6月の「牛乳月間」、6月1日の「牛乳の日」や年末の食肉需要期に連動した消費者の部屋特別展示を実施しています。

## オ 飼料作物等

### (ア) 粗飼料の増産に向けて

#### (飼料用作物作付面積の拡大)

九州では、未利用地における飼料基盤の整備や水田・畑の裏作における飼料作物の作付けが、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれています。この結果、作付面積は18年産以降増加しており、特に23年産以降は稲発酵粗飼料（稲WCS）の作付拡大により大幅に増加しています（図2-5）。

#### (放牧の推進)

近年、九州では、畜産農家の省力化やコスト低減につながる放牧が定着しつつあります。特に、中山間地域においては、放牧等によって耕作放棄地の解消や獣害の軽減等の効果が得られています（図2-6）。

#### (飼料生産の外部化の推進)

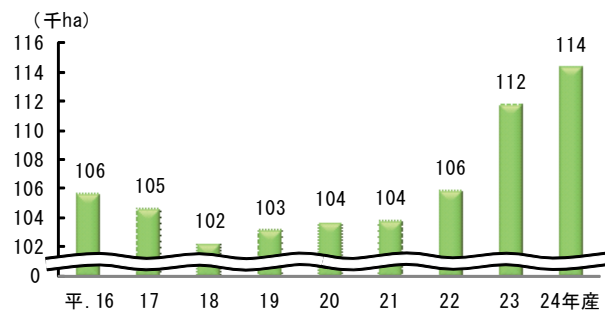
国産粗飼料の生産拡大を図るため、飼料生産組織（コントラクター等）による飼料生産作業の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化の促進や耕畜連携の橋渡しを行うことが重要となっています。

このような中、コントラクターの育成を図るため、国産粗飼料増産対策事業等の国庫補助事業による支援措置を講じており、九州では、140組織（平成23年度）の飼料生産組織が存在しています（図2-7）。

#### (国産稲わら等の利用促進)

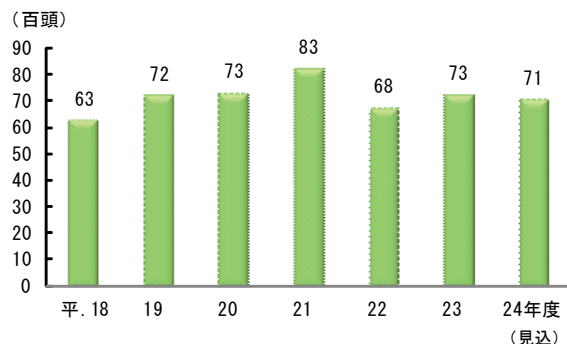
稲作地帯である九州北部では畜産農家による国産稲わらの確保が進んでおり、その自給率は高いものの、畜産主産地である九州南部では近隣での必要量の確保が難しく自給率はやや低い状況にあります。このため、九州北部から南

図2-5 九州における飼料作物作付面積の推移



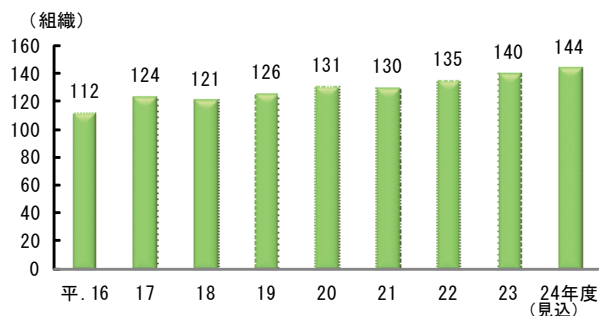
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

図2-6 九州における経営内放牧の推移



資料：九州農政局調べ

図2-7 九州におけるコントラクター数の推移

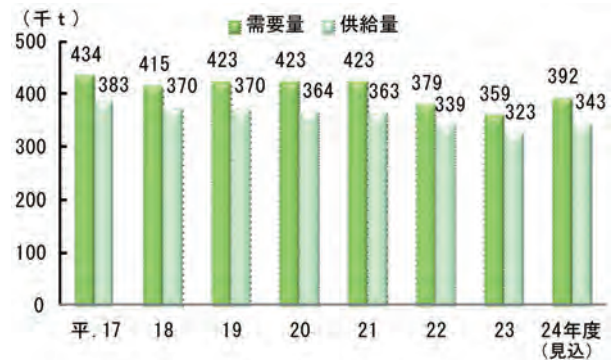


資料：九州農政局調べ



部へ国産稲わらを供給する取組が一部行われていますが、需要をすべて満たすまでには至っていません（九州の国産稲わら不足量約5万t）（図2-8）。国産稲わらの自給率向上のためには、ほ場へのすき込み等から飼料利用に仕向ける（現在畜産利用：推計約3割）とともに、九州北部から南部への供給体制を整備することが必要となっています。

図2-8 九州における国産稲わら利用の推移



資料：九州農政局調べ

【国産稲わらの広域流通の取組】

JA北九州くみあい飼料 稲わらセンター（福岡県三潴郡大木町）

JA北九州くみあい飼料が運営する稲わらセンターは、平成22年度から九州北部の水田地帯から収集した稲わらを、南九州の畜産地帯を中心とした需要県へ供給する広域流通に取り組んでいます。

福岡県や佐賀県を中心に約57戸の酪農家及び7組織の飼料生産組織と連携して、原料となる稲わらロールペール（約200kg）を年間約3,300t収集し、これを解体、細断し、1日約7tの圧縮小型ペール（約20kg）に再梱包しています。圧縮小型ペール化することで輸送コストの削減だけでなく、保管場所の省スペース化や畜産農家が稲わらを給与する際に解体や細断作業の手間がかからない等の利便性も向上します。

また、稲わらセンターでは、原料となる稲わらロールの集荷時に水分含有量を測定し、5段階にランク分けを行う等の品質向上の取組や、製造工程や製品梱包資材の見直しによるコスト削減の取組も行われています。

特に最近では、24年11月の中国での口蹄疫の発生に伴う中国産稲わらの輸入停止や為替相場の変動等により、輸入稲わらの供給や販売価格が不安定となっていることから、より一層国産稲わらの利用拡大を推進することが重要であり、当センターの益々の活用が期待されます。



輸送車へ圧縮小型ペール製品を積載している様子

（飼料増産運動の推進）

飼料自給率の向上を図るため、九州農政局では「九州地域飼料増産行動会議」

を設置し、毎年、管内の自給飼料関係者等を参集した意見交換を行っています。24年度は、第1回行動会議(24年6月)において今年度の九州管内における飼料増産・耕畜連携に向けた取組方針及び具体的な行動計画を策定し、第2回行動会議(25年2月)では、行動計画に基づく取組結果の検証や次年度に向けた課題等について意見交換を行い、管内における24年産飼料作物の作付面積は対前年



ハイグレード稲発酵粗飼料九州ブロック検討会の様子

差2,600ha増となる114,400haになりました。

この他、稲WCSの栽培や収穫・調製技術の向上による品質改善等のため、学識者や先進農家を講師とした「平成24年度ハイグレード稲発酵粗飼料九州ブロック検討会」(24年12月5日、熊本県熊本市)や、耕畜連携による飼料用米拡大のための「飼料用米利活用シンポジウム」(25年2月26日、福岡県福岡市)等を開催しました。

### (イ) 稲発酵粗飼料・飼料用米の利活用

#### (稲発酵粗飼料)

水田を活用した稲WCSについては、食用品種よりはるかに収量が多く、九州の気候等に適した「タチアオバ」や「モグモグあおば」等の専用品種が育成されています。さらに、省力・低コスト化が可能な直播栽培や堆肥を使った多収栽培技術、湿田でも収穫可能な専用収穫機、泌乳牛や肉用繁殖牛への長期・多給技術等が研究・開発されてきました。

こうした生産・給与技術の生産現場への普及が進んだことや、各種支援措置の実施により、九州における稲WCSの作付面積は急速に増加しています(図2-9)。

稲WCSの利用をさらに進めるためには、生産サイドと需要サイドのマッチング、品質向上、生産コストの低減等を図る必要があります。九州農政局では、優良な生産者を講師に招いて検討会を実施するとともに、関係部局や現地からの需要に関する情報の発信を随時行っています。

#### (飼料用米)

飼料用米の利用は、生産・給与に関する知見の不足や輸入とうもろこしより

図2-9 九州における稲WCSの作付面積の推移

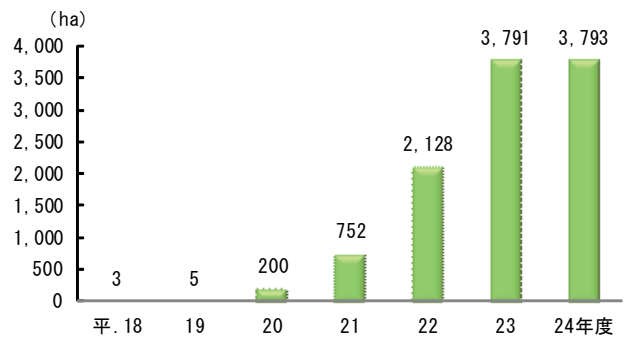


資料：九州農政局調べ

価格が高い傾向にあること等から、数年前まではごく限られた取組でした。

しかし、近年、飼料用米向け多収品種の育成など、生産・給与技術の開発普及が進んでいます。また、配合飼料価格の高止まり等により価格差が縮小したことや、各種支援措置の活用等により、耕種農家と畜産農家等が連携して飼料用米を利用する取組が拡大したこと等から、作付面積が増加しています（図2-10）。

図2-10 九州における飼料用米作付面積の推移



資料：九州農政局調べ

飼料用米については、今後も作付拡大や利用推進に向け、出来秋出荷に対応した保管・流通体制の整備や生産コストの低減が必要であり、九州農政局においては、上述で紹介した「九州地域飼料増産行動会議」による自給飼料関係者の意見交換の実施や、シンポジウムの開催による優良事例等の情報発信を行っています。

#### （ウ） 食品残さの飼料化（エコフィード）の推進

近年、飼料自給率向上や循環型社会の構築の観点から、食品製造工場や食品小売業、外食産業等から排出される食品残さを飼料原料として活用する取組が進んでいます。

九州では、従来から取り組まれている粕類（焼酎粕やおから等）を飼料として利用する事例のほか、製パン工場から排出されるパンくず、コンビニエンスストアで発生する弁当の売れ残り等を収集・加工して利用するなど、飼料化される食品残さの種類が多様化するとともに（表2-7）、生産されたエコフィードをTMR<sup>\*</sup>の原料として利用する取組もみられるようになってきました。

表2-7 九州管内で飼料原料として利用されている食品残さの例

食品製造段階	焼酎粕・豆腐粕・パン製造くず等の食品製造副産物
食品加工調理段階	総菜工場(店)やレストランの調理くず等
食品流通段階	スーパーマーケットやコンビニエンスストアの売れ残り品等

九州農政局では、こうした食品残さを飼料化したエコフィードの生産・利用拡大を図るため、各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とする「九州地域エコフィード推進行動会議」を設置し、食品残さ排出の実態や利用状況等の情報の収集・提供や、さらなるエコフィードの推進に向けた会議の開催等を実施しています。

\* TMRとは、total mixed rationsの略称です。家畜が必要とする栄養が均一に含まれた混合飼料のことです。



## カ 野菜・果樹

### (ア) 野菜

#### (九州は重要な野菜供給基地)

九州における野菜の作付面積は近年は横ばいで推移し、23年は7万6千haで全国の14%となっています。一方、産出額は全国の19%を占めています。また、九州の農業産出額に占める野菜の割合は25%で、畜産（同40%）に次ぐ重要な作目となっています。特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうりは全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています(図2-11、2-12)。

さらに、全国の野菜指定産地924産地のうち九州では170産地（18%）が指定（25年2月18日現在）されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

#### (新たな経営安定対策の展開)

野菜産地で高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進んでいることに加え、加工・業務用需要については、国産ニーズが高いにもかかわらず、産地が十分対応できていないことから、輸入野菜の使用割合が増加しています。

このため、農林水産省では担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図ることを目的として、野菜の「産地強化計画」の策定を推進しています。この計画において、各産地は「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」、「資材低減」の中から戦略を選定し、出荷量等の数値目標を定めることとなっています。25年3月末現在、九州では562産地で策定され、計画に基づいた取組が実施されています。

また、特に施設園芸で所得の向上を図るため、品質の高位平準化、独自ブランドの確立、集出荷施設と輸送ルートの集約によ

図2-11 九州における野菜の産出額の推移

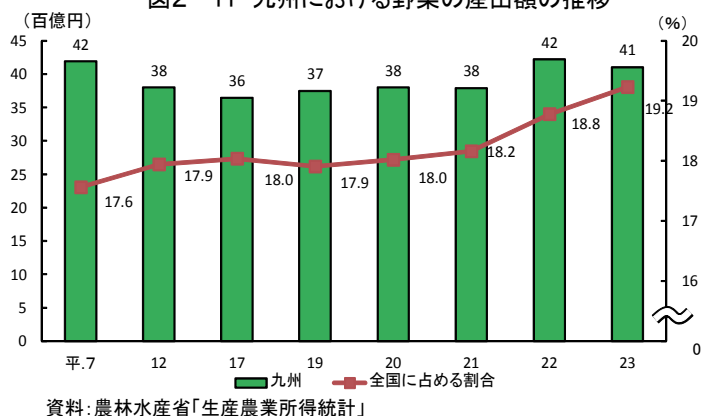
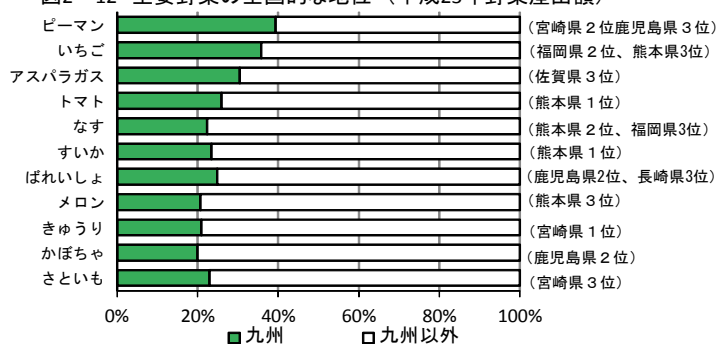


図2-12 主要野菜の全国的な地位 (平成23年野菜産出額)



トマトの選果施設

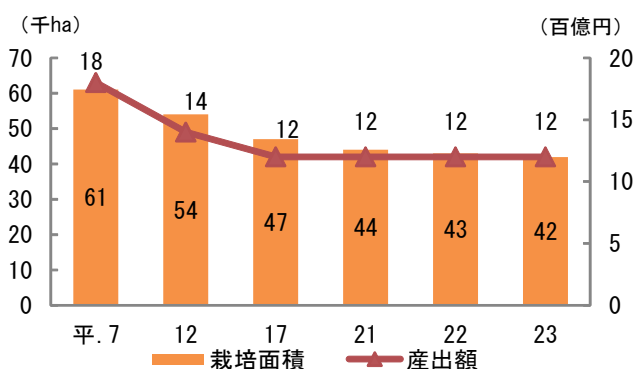
る労力軽減・コスト低減などが求められています。九州農政局では、こうした状況に対応し、野菜の集出荷施設の広域再編整備等を推進・支援しています。

さらに、近年、燃油価格が高水準にあることから、施設園芸の割合が高い九州地域では特に大きな影響を受けています。このため、24年度補正予算において、施設園芸農家を対象にした省エネ設備のリース導入支援と燃油価格高騰時の補填金の交付を行う「燃油価格高騰緊急対策」を措置しました。

### (イ) 果樹

九州における果樹の栽培面積は、近年の消費低迷、後継者不足や高齢化の進展等から漸減傾向で推移しており、23年は4万1,900haで全国の17%となっています。一方、産出額は高付加価値化が進んでいること等から横ばいを維持しており、1,225億円と、これも全国の17%を占めています。(図2-13)

図2-13 果樹の栽培面積及び果実の産出額の推移(九州)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」「耕地及び作付面積統計」

このような中、各産地においては、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」を策定し、目標達成に向けた取組が進められています。(24年3月現在：全国469産地うち九州93産地)

九州農政局では、これらの取組を支援するために、光センサーなど高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や、設置費用が安く強風にも耐える低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入を進めています。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援も推進して、果樹農業者の経営安定と果実生産出荷の安定を図っています。

また、24年産のうんしゅうみかんについては裏年にもかかわらず、極早生みかんの減酸・着色が早く10月上旬までで前年を3割以上も上回る出荷量となり、併せて、小玉果の比率が高かったことから、流通在庫が極めて多くなり、卸売価格は3年ぶりの低い水準となりました。このため、緊急需給調整特別対策



熊本宇城農協みかん選果場

事業が発動され、約3千トンを目標として生食用を加工用に仕向ける市場隔離が10月20日から31日まで行われました。その結果、価格は回復し、その後の早生みかんについては平年を上回る価格で推移しました。

## (ウ) 野菜・果実の消費拡大

図2-14 平成23年における世代別の野菜類の摂取量(20歳以上)

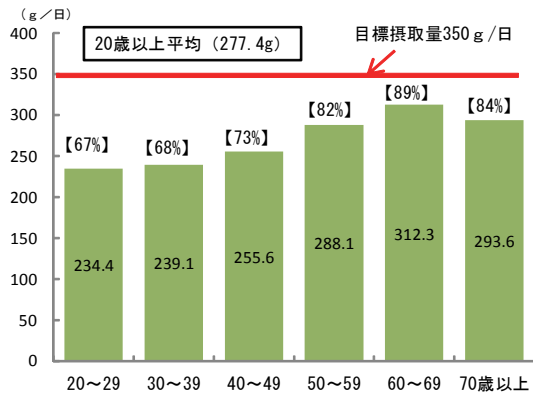
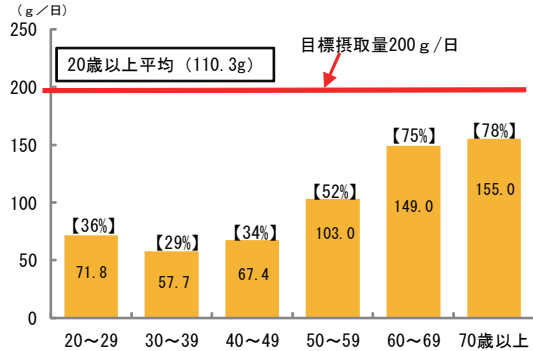


図2-15 平成23年における世代別の果実類の摂取量(20歳以上)



資料：厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

注：【 】内は摂取目標量に対する摂取割合

「平成23年国民健康・栄養調査」によると、国民の1人当たりの野菜摂取量は277.4g（20歳以上平均）で、厚生労働省「健康日本21」が目標とする1日当たり350gの約8割となっています。また、果実の摂取量は110.3g（20歳以上平均）で、「果物のある食生活推進全国協議会」が目標とする1日当たり200gの約半分となっています。これを世代別にみると、特に若年層において野菜及び果実の摂取量が少ない状況となっています（図2-14、2-15）。

このため、九州農政局では、各種イベントやセミナー、ホームページ等を通じて、消費者等に対し野菜・果実の消費拡大を呼びかけています。

24年度は九州地域内の一般消費者及び学生を対象として、野菜と果実をたくさん使用した「ベジフルランチ」のレシピコンテスト※を開催しました。一般部門22点、学生部門72点の応募があり、各部門毎に最優秀作品（金賞）1点と優秀作品4点を選定し、九州農政局長表彰や審査委員長表彰を行うとともに、レシピに基づいた「ベジフルランチ」を熊本地方合同庁舎内の食堂で提供し、食堂利用者にレシピ集を配布しました。

また、「食べれば元気！」九州のやさい・くだもの”をテーマに「野菜・果物消費拡大セミナー」を12月に開催し、九州各地から野菜ソムリエ、消費者、農業団体等関係者約80名が参加しました。



金賞（一般部門）  
「お野菜たっぷりキーマカレー  
& 雑穀米のベジランチ」



金賞（学生部門）  
「トマトとアボカドの和風ステーキ  
ワンプレートランチ」

※ 詳細は九州農政局のホームページ（<http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/tokusan/121126.html>）に掲載。



## キ 花き・茶・葉たばこ

### (ア) 花き

九州における22年産花き・花木類の作付面積は6,573haで全国の21%、生産額は886億円で23%を占めています。生産額においては若干回復傾向にあるもののピークの10年産と比較して7割程度と依然低い水準となっています(図2-16)。

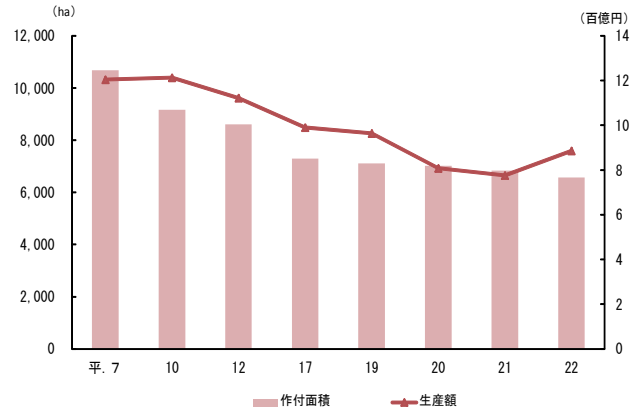
これは、切り花を中心に輸入が増加する一方で、若い人を中心とした無購買層の増加や一世帯当たりの購入金額の減少傾向等により、国内産花きの生産額が10年以降減少傾向にあるためです。

このような中、新たな需要を創出するために、農林水産省では、22年4月に公表した「花き産業振興方針」に基づき、<sup>はないく</sup>花育<sup>\*</sup>の推進や花きの魅力・効用に関する情報発信等を進めています。また、ニーズに対応した生産・流通・販売を確保するために、日持ち保証販売の実証や花き商品の情報提供を強化する取組を支援しています。

九州農政局では、国産花きの強みの発揮や花きの生産・流通コストの低減を図るため、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な低コスト耐候性ハウス等の整備を支援しています。

また、新たな花きの需要期を創設するため、九州各県の花小売店190店の参加により11月22日の「いい夫婦の日」と2月14日の「バレンタインデー」に需要拡大キャンペーン(テーマ:感謝の気持ちを花束と一緒に!)を実施しました。この中で、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集したところでは

図2-16 九州における花き・花木類の生産額及び作付け面積の推移



資料: 農林水産省「花木等生産状況調査」



「感謝の気持ちを花束と一緒に！」  
キャンペーンの様子

#### 「大切な人への花にそえる一行メッセージ」九州花き振興協議会会長賞

～修ちゃんへ～

お友達のときより 恋人のときより 結婚式のときより今がいちばん好きよ。知ってた? いつも優しくありがとう。

\* 花育とは、花きの多様な機能に着目し、花きを教育、地域活動等に取り入れる取組です。

## (イ) 茶

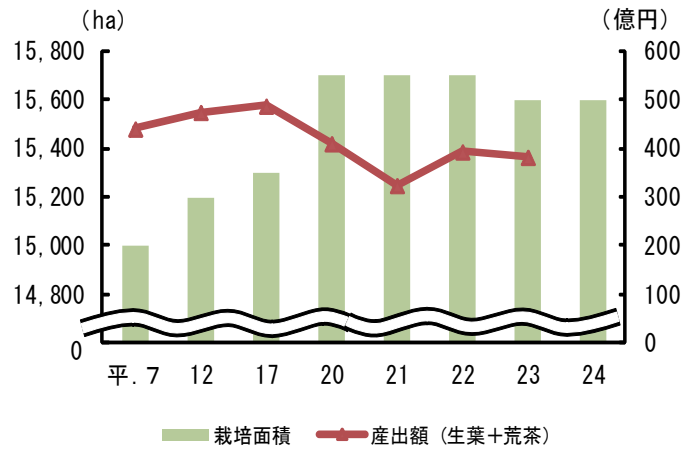
九州における茶の栽培面積は近年横ばいで推移し、24年は1万5,600haで全国の34%を占めています。また、23年の生葉及び荒茶の合計産出額は、382億円で全国の36%を占めています（図2-17）。

一方、食生活を始めとする生活様式の変化や多様化等により、若年層や中年層を中心に急須を用いてお茶を飲む機会が減少しています。このため、九州農政局では、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援しています。また、お茶の消費拡大に向け、九州内の主要茶産地、茶関係団体、経済団体等が構成団体となり、23年度から「お茶の振興に関する法律」の趣旨を踏まえたお茶文化の振興等のためのイベント（一般社団法人 お茶結びプロジェクト主催「茶壺道中」の取組）等を実施しており、これらの取組にも積極的に参画しているところです。

さらに、茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、「茶改植等支援事業」の推進により、産地ぐるみの改植等を実施した場合の未収益期間（改植の場合3年）に対する支援を実施しています（表2-8）。

24年7月には九州北部豪雨により、福岡、熊本、大分において茶園への土砂の流入や茶園の崩壊等甚大な被害が発生しましたが、被災した茶園の復旧にも本事業が活用されました。<sup>※</sup>

図2-17 茶の栽培面積及び産出額（生葉及び荒茶）の推移



資料：農林水産省「作物統計」「生産農業所得統計」

表2-8 茶改植等支援事業の実施状況

単位: ha

	未収益支援			改植・未収益支援
	改植	棚施設を利用した栽培法への転換	台切り	
23年度	76	0.1	10.5	-
24年度	87	0.3	7.9	139.9

- 注1： 改植とは、茶樹の樹体を伐採・抜根し、優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいいます。  
 注2： 棚施設を利用した栽培法への転換とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、栽培法を転換することをいいます。  
 注3： 台切とは茶園の若返りを図るため、茶樹の地際部から地上15cmまでの高さで切断することをいいます。

※ 被災した茶園の復旧に当たっては、原則として優良品種に改植する場合、「茶改植等支援事業」が利用可能です。

### (ウ) 葉たばこ

健康志向等により、たばこの販売数量が大幅に減少することが見込まれたことから、平成23年8月に日本たばこ産業株式会社が葉たばこ農家を対象に、24年産以降の廃作を募集<sup>※</sup>しました。九州においては、葉たばこ農家の約4割、葉たばこの耕作面積の約3割強に当たる約2千haの応募があり、24年産の耕作面積は3,816ha（対前年比65%）となりました。一方で、九州は依然として全国の耕作面積の43%を占める主要な産地であり、24年産の販売代金は167億円（対前年比83%、全国の43%）となっています（表2-9）。

表2-9 葉たばこ栽培農家数・面積及び販売代金

県	23年産			24年産					
	農家数 (戸)	面積 (ha)	販売代金 (百万円)	農家数 (戸)	対前年比 (%)	面積 (ha)	対前年比 (%)	販売代金 (百万円)	対前年比 (%)
	①	②	③	④	④/①	⑤	⑤/②	⑥	⑥/③
福岡県	12	18	88	9	75	14	78	84	95
佐賀県	121	332	1,260	92	76	272	82	1,288	102
長崎県	428	869	2,536	311	73	674	78	3,246	128
熊本県	928	1,660	6,865	666	72	1,309	79	5,857	85
大分県	262	547	1,619	110	42	269	49	1,068	66
宮崎県	795	1,472	4,571	359	45	744	51	3,087	68
鹿児島県	553	1,008	3,093	243	44	534	53	2,096	68
九州計	3,099	5,906	20,032	1,790	58	3,816	65	16,726	83
全国計	9,480	13,016	44,029	6,094	64	8,956	69	38,497	87

資料：全国たばこ耕作組合中央会調べ

農林水産省では、廃作が予定される農地の適切な農業利用を図り、他作物への円滑な転換を推進するため、23年度補正予算において「葉たばこ作付転換緊急対策事業」を措置し、廃作が予定される農地が今後とも適切に農業に利用されるよう、他作物への転換に必要な農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援しました。

※ 廃作した場合は10a当たり28万円の支援措置が講じられます。



## ク さとうきび・でん粉原料用かんしょ

### (ア) さとうきび

さとうきびは、鹿児島県南西諸島における基幹作物として重要な地位を占めています（図2-18）。

しかしながら、栽培農家戸数の減少や高齢化が進行する中、依然として1ha以下の零細規模農家が6割を占めており、生産構造の改革を進め、安定的な生産体制を確立することが重要な課題となっています。

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立に必要な農業機械等の導入を支援しています。これらの支援により、特に、ハーベスターの導入が進んだことから、23年産ではハーベスターによる収穫面積割合が84%まで高まり、さとうきび生産において最も重労働である収穫作業の大幅な労力軽減につながっています。

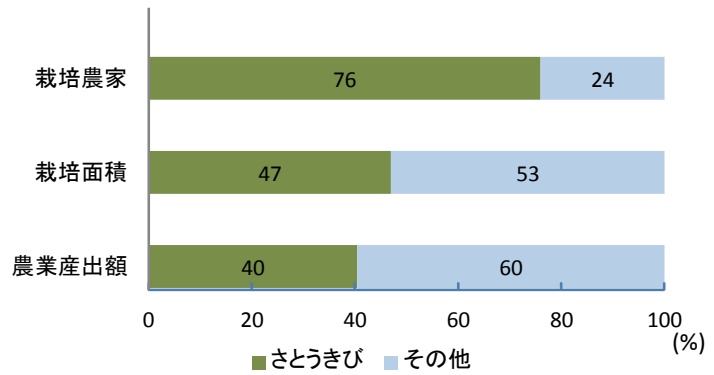


潮風害による被害ほ場（与論町）

一方、24年産のさとうきびについては、8月～9月にかけて3度にわたって来襲した大型台風による潮風害等により、過去最低であった23年産の生産量をさらに下回る不作となりました。18年度の「さとうきび増産計画」以降、年々増加傾向となっていた生産量が、2年連続で過去最低水準の不作となったことから、生産の早期回復が急務となっています。

このため、24年度補正予算において、土づくり、農薬とフェロモントラップを組み合わせた総合防除や農地流動化等の増産・生産性の向上に向けた取組等を支援する「さとうきび等安定生産体制緊急確立事業」を緊急的に実施しています（事業実施期間は25年度末まで）。さらに、省力化や安定的な生産体制の確立に向けた農業機械等のリース支援、甘しゅ糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援等も実施しているところです。

図2-18 鹿児島県南西諸島の農業におけるさとうきびのシェア（22年）



資料：鹿児島県調べ

注1：栽培農家は、2010年世界農林業センサスの農家数に占める割合

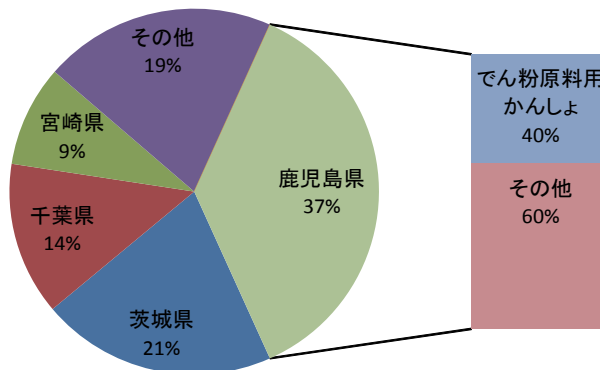
2：農業産出額は、耕種部門に占める割合

### (イ) でん粉原料用かんしょ

火山灰土壌地域であり、台風常襲地域である南九州地方、特に鹿児島県において、かんしょは代替の難しい重要作物です。近年は、焼酎原料用かんしょの需要増等からでん粉原料用への供給量が減少していますが、鹿児島県のかんしょ生産量の約4割がでん粉原料用に仕向けられています。(図2-19)。

生産農家の減少と高齢化が進む中、安定的に国内産いもでん粉を生産し、産地の収益力を向上させるためには、生産体制の確立とともに、でん粉の高品質化を推進し、市場評価の高い加工食品用への転換を進めることが必要となっています。

図2-19 平成24年産かんしょの生産量の割合



資料：農林水産省「作物統計」

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施しています。また、23年度からは高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進しています。

さらに、24年度補正予算において、新たにかんしょの安定的な生産体制の確立に向け、かんしょ生産に係る農業機械のリース導入支援を行っているところです。



高品質でん粉を使用した新開発商品

## 2 家畜の伝染性疾病発生に備えて

九州は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等が散発しているアジア諸国と近く、また、我が国有数の畜産地帯で家畜の数が多ことから、家畜伝染病の侵入リスクが高く、ひとたび、発生すると被害が広範囲に拡大する危険性があります。このことから、九州の畜産農家は緊張感を持って農場の消毒や家畜の管理に取り組んでいます。九州農政局においても、重大な家畜伝染病が発生した場合に備えた以下のような様々な取組をしています。

### (1) 九州農政局の家畜伝染病発生時の役割と備え

平成22年に発生した宮崎県の口蹄疫では、約30万頭の家畜を殺処分するなど地域経済・社会に大きな影響を与え、関係者には家畜伝染病発生時の初動対応が大切であることを教訓として残しました。九州農政局では、それまで疾病で分かれていた対応マニュアルを口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発生を想定したものとして一本化し、緊急時の連絡体制、農政局内の役割分担、職員の派遣体制等を定めた「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を23年11月に策定しました。



平成22年の宮崎県の口蹄疫では九州農政局から延べ6,800名の職員を派遣

#### (発生県からの人的支援に対する準備)

いざ、家畜伝染病の発生があれば、できる限り迅速に消毒ポイントの設置や農場作業での防疫に取り組む必要があります。このため、県からの人的支援の要請により九州農政局の職員を直ちに派遣できるよう、あらかじめ防疫作業の支援が可能な者を把握・リスト化し、年2回の確認と更新をしています(24年10月現在の登録者約1,200名)。

#### (防疫演習の実施)

実際に発生があれば、県の要請に応じて、支援者リストから職員を一定期間派遣することとなります。その際には、発生場所や規模等に応じて派遣職員を割り振り、そのローテーションを即座に決定する必要があります。このため、演習は、発生条件を各部署の担当者には伝えず目隠しで実施しています。担当者は、演習当日に伝えられた発生場所、発生規模、消毒ポイントや殺処分への人的支援など県からの要請情報を基に実際に派遣できる者を選定し、農政局対

策本部でそれを集約し、派遣者リストを短時間でとりまとめます。同時に、派遣者の作業現場までの交通手段や宿泊施設を決定するなど、実際の派遣の準備も行います。

この演習とは別に、勤務時間外に緊急事態が発生した場合に連絡体制が機能するかを確かめるため、職員の携帯電話及び携帯メールを用いた緊急連絡訓練を実施しています。

また、派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事するためには、あらかじめ防疫についての正確な情報を持っていることが重要です。このため、農政局各部署の窓口担当者を対象に定期的に防疫作業の知識修得のため研修を開催しています。



研修で伝染病の基礎知識や防疫作業について確認

## (2) 県との連携強化

九州各県では、家畜伝染病が発生した場合に迅速な防疫措置が行えるよう、発生農場での殺処分後の死体の埋却作業や消毒ポイントにおける車両消毒等を行う防疫演習を実施しています。実際に家畜伝染病が発生すれば、県内の防疫の指揮を執るのは県の家畜衛生部局であり、派遣された九州農政局の職員はその指揮の下で支援活動を行います。このため、九州農政局では各県が開催する防疫演習等に参加し、各県の防疫作業の流れや情報発信の方法等をよく理解し、県と連携が図られるよう努めています。



口蹄疫の発生を想定し家畜の埋却作業を行う県の防疫演習

宮崎県では、現在も県、関係団体、畜産農家によって口蹄疫の大きな被害からの復興努力が続けられており、また、毎日、徹底した防疫が行われています。その他の県においても、緊張感を持って日々の防疫活動が展開されており、発生時の備えがなされています。九州農政局においても今後とも、職員一人一人の意識を高め、しっかりと家畜防疫の役割を果たしていくこととしています。



### 3 食の安全と消費者の信頼確保

#### (1) 農業生産工程管理（GAP）<sup>ギャップ</sup>の推進

農林水産省では、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化等を図る観点から、「農業生産工程管理（GAP）<sup>\*1</sup>の共通基盤に関するガイドライン」を定め、GAPの普及・導入を推進しています。

GAPの導入目標としては、平成27年度までに全国でGAP導入産地を3千まで拡大することとしています。24年3月末日時点の調査では、九州農政局管内において主要な産地<sup>\*2</sup>846産地のうち、54%にあたる455産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されています（表2-10）。

しかしながら農林水産省のガイドラインに則した高度な取組内容を含むGAP導入産地数は、129産地にとどまっていることから、更なる促進が必要です。

九州農政局では、25年1月に管内各県の担当者や農業革新支援専門員を参集し、GAP推進会議を開催し、各県の取組等について意見交換を行いました。

また、GAP導入推進のためのパンフレットや情報とともに、九州農政局で作成した「農業生産工程管理（GAP）について（九州農政局版）」<sup>\*3</sup>をホームページに掲載しGAP導入の普及を図っています。

表2-10 農業生産工程管理(GAP)の取組状況調査結果

区 分	平成24年3月末現在			
	産地数 ④	導入産地 ⑤	導入率 ⑥=⑤÷④	(参考) ガイドラインに則した取組産地
平成27年目標	-	3,000	-	1,600
全 国	4,346	2,462	57%	620
九 州 計	846	455	54%	129
福 岡 県	188	145	77%	0
佐 賀 県	93	66	71%	0
長 崎 県	112	57	51%	7
熊 本 県	160	20	13%	7
大 分 県	72	34	47%	6
宮 崎 県	90	52	58%	39
鹿 児 島 県	131	81	62%	70

資料：農林水産省

注：(参考)ガイドラインに則した取組産地とは、平成24年3月31日現在において、GAPに取り組んだ産地のうち、農林水産省のガイドラインに則したGAPを導入した産地です。(なお、全国、九州計及び各県の数値は、野菜、米及び麦の3品目における産地数です。)

※1 農業生産工程管理（GAP：good agricultural practice）：農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいいます。

- 「基礎GAP」（GAPという手法を学ぶための基礎的なモデルとして19年に農林水産省が定めたもの）
- 「県GAP」（都道府県が取組を進めているGAP）
- 「J GAP」（日本GAP協会が進めている審査・認証を前提としたGAP）

など、様々なGAPが国内に存在することから、農林水産省では、GAPの共通基盤となる高度な取組内容を含むガイドラインを平成22年4月に策定しました。（平成23年3月一部改正）

※2 「主要な産地」とは、野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地

※3 九州農政局HP「農業生産工程管理（GAP）」<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/gap/gap.html>

## （２）適正な食品表示に向けた取組

### （食品表示・JAS規格に関する普及・啓発）

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）に基づく食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者が食品表示制度を正しく理解することが重要です。このため、九州農政局では、食品の製造業者及び流通・小売業者の方を対象とした食品事業者表示適正化技術講座を地域センター等の主催で開催（12会場）するとともに、関係団体の要請に応じて説明会等に出席し、制度の普及・啓発に努めています。



食品事業者表示適正化技術講座

### （食品表示に関する監視体制）

九州農政局では、食品表示Gメン<sup>※1</sup>が日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示適正化に向けた調査や、DNA分析等の科学的分析手法を活用した検証を実施しています。

#### ～科学的分析手法を活用した監視～

農林水産省では、科学的分析によって、産地や品種などを判別し、正しく食品表示が行われているか確認をしています。

平成24年度に農林水産省が指示・公表した「シジミの産地偽装案件」でもDNA分析を行い、国産でないことを確認しました。

ただし、DNA分析のみでは偽装として措置できないため、納入や加工・販売の状況を正確に把握する必要があります。

本件では食品表示Gメンの調査に対し、事業者が非協力であったり、口裏あわせによる調査妨害を受けたりしました。

このような中、関係する他の農政局及び県と連携をとり粘り強く調査を進めた結果、組織的な産地偽装の事実を突き止め、4月及び12月に農林水産省が7事業者に、熊本県が1事業者に、福岡県が4事業者に対しJAS法に基づき表示の是正を指示し、事業者名を含め、経過・措置内容を公表しました。

また、「食品表示110番<sup>※2</sup>」を開設し、消費者の皆様等から不適正な表示に関する情報を受け付けています。24年度の管内の受付件数は3,251件（前年度比86.0%）でした。

食品の表示を監視する中で、食品の不適正な表示を確認した場合や疑義情報が寄せられた場合、九州農政局は必要に応じ県等と連携して調査を行います。

その結果、不適正な表示を確認した場合は、指示又は指導を行うこととしています。併せて、指示した場合は、その事実を公表しています。国及び県が24年度に九州の事業者に対して指示・公表した事案は16件です。

※1 食品表示Gメンとは、農林水産省が不適正な食品表示の調査・指導等を行うため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に配置している職員の通称です。

※2 食品表示110番とは、食品の品質表示の適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示について問い合わせや情報の提供を受けるため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に設置しているホットラインです。その情報は、情報提供、問い合わせ、提案、苦情、その他に分類されません。

### (3) 米穀等の適正流通確保に向けた取組

九州農政局では、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法<sup>※1</sup>、食糧法<sup>※2</sup>及び農産物検査法に基づく監視活動等に取り組んでいます。

メニューによる産地情報の伝達

#### (米トレーサビリティ制度の取組)

米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達の履行状況の確認及び産地の真正性の検証のため、外食事業者等に対し巡回立入検査を実施しました。

その結果、産地情報の未伝達などの法違反を確認した事業者に対しては、改善を指導しました。



ポップによる産地情報の伝達

また、消費者の方に広く米トレーサビリティ制度を知っていただくため、各種イベント、会合等においてパンフレット等の配付・説明を行いました。

さらに、米穀事業者や関係団体・機関等の要請により、制度の説明を約150回(約7,500人が参加)実施し、制度の周知を図りました。

#### (食糧法遵守事項省令に基づく監視・指導)

用途限定米穀<sup>※3</sup>の横流れ防止を重点とした遵守事項の履行確認のため、生産者等に対し巡回立入検査を実施し、不適切な事業者に対し改善を指導しました。

#### ～食糧法関係の主な不適切事例～

- ◆用途限定されている加工用米を主食用として販売した
- ◆飼料用米の販売時に表示しなければならない<sup>◎</sup>マークを表示しなかった
- ◆丸ごと牛のエサとするWCS用稲の一部について、コンバインで米を収穫し、主食用として販売した

#### (農産物検査法に基づく監視・指導)

農産物検査制度の適正かつ円滑な運営を図る観点から、産地や品種の偽装を防止するため、登録検査機関に対し巡回立入調査を実施し、不適切な業務運営等が確認された登録検査機関に対し、改善を指導しました。

#### (米穀流通監視相談窓口)

米穀流通監視相談窓口の受付電話を設置し、米トレーサビリティ制度に関する消費者や関係事業者等からの問合せ、不適正な米穀の流通に関する情報提供等に迅速に対応しています。

※1 米トレーサビリティ法：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」です。

※2 食糧法：「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」です。

※3 用途限定米穀：主食用以外に用途を限定して生産又は出荷された加工用米及び新規需要米(米粉用米、飼料用米等)等をいいます。



#### (4) 消費者に対する情報提供とニーズの把握

食品に対する国民の信頼を確保するためには、行政、消費者、生産者、食品事業者など関係者間で情報共有や意見交換を行うことが重要です。

このため、九州農政局では「消費者団体等との意見交換会」や「顔の見える関係づくり」等に取り組んでいます。

##### (消費者団体等との意見交換会を開催)

九州農政局では日頃から管内の消費者団体等へ食に関する様々な情報を提供しています。

また、食品安全政策や農政全般に対するご意見を伺い施策に反映するため、消費者団体等との意見交換会を開催しています。24年度は食品中の放射性物質、植物防疫対策、食品表示、米粉の利用等をテーマに管内で15回実施しました。



食品中の放射性物質をテーマにした  
意見交換会（宮崎市）

このうち食品中の放射性物質については、厚生労働省の新たな基準値の設定（平成24年4月1日）や農林水産省における肥料や飼料の暫定許容値等の見直し、農畜産物等の放射性物質の調査や低減対策等の取組を踏まえ、宮崎市、福岡県柳川市、長崎市において消費者団体等との意見交換会を実施しました。参加者からは「海はつながっているので水産物への影響が心配であり、水産物への影響はあるのか。」、「福島県産の農産物について、流通段階で正確な産地表示が行われているのか。」、「正しい知識の情報を身につける必要性を感じた。」等多くの意見や質問を頂きました。

##### (消費者と生産者・事業者等との顔の見える関係づくり)

九州農政局では、「食」に関する消費者や関係者間の信頼関係を築いていくために、消費者と生産者・事業者との「顔の見える関係づくり」を進めており、24年度は小学生の親子や大学生等の消費者と生産者や加工事業者との交流会を管内で14回実施しました。



オクラと夏野菜や米粉を使った料理実習

取組の一つとして、小学生とその保護者を対象に「夏だ！野菜だ！親子で食育体験！」（24年8月26日、熊本市）を開催しました。県内から30名の親子



連れが参加し、夏野菜の代表であるオクラを栽培している宮本農園において、オクラの歴史や栄養についての学習や収穫体験を楽しみ生産者と交流を行いました。

#### 〈参加した子ども達の声〉

- ・がんばって作ったけど、全部（トマトゼリー）は食べれなかった。これから野菜を食べられるようがんばりたい。
- ・オクラがなっているのを初めて見ました。友達に自慢したい。
- ・こんなにたくさん野菜を使うことはなく、もっとレパートリーを増やさなければと思った。（お母さん）

収穫体験の後、熊本市中央公民館において、料理専門家の指導の下、収穫したオクラと夏野菜や米粉を使った調理実習を行いました。食材を提供いただいた（株）熊本大同青果からは野菜が食卓に届くまでの話を、（株）熊本製粉からは米粉の利用等について説明いただき、意見交換を行いました。

#### （消費者の部屋）

九州農政局では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくために「消費者の部屋」を設け、食の安全と消費者の信頼の確保対策や日本型食生活に関する情報提供等を行うとともに、農林水産行政等に関する消費者相談を行っています。管内の消費者相談窓口にて、24年度に寄せられた消費者相談件数は185件で、東日本大震災による食品の放射性物質等に関連する問合せが多かった前年度に比べ43.3%減少しました。

また、「移動消費者の部屋」として、各地で



「消費者フェスタSAGA」における移動消費者の部屋の開設（佐賀市）

#### 〈主な相談内容〉

- ・米等の農産物加工品に含まれる放射性物質は、いつから新基準値が適用されますか。
- ・ジャガイモが緑色に変色してしまったが、食べても大丈夫ですか。なぜそうなるのでしょうか。
- ・農業体験の場として農地を借用するための農地法の規制はありますか。
- ・古米の良い保存方法はありませんか。 等

行われている様々なイベントや、食料品小売店、市役所、農協、図書館、大学、企業の社員食堂等にブースを開設し、食料自給率の向上、日本型食生活や食育の推進等についてパネル展示やパンフレットの配布等による情報提供、消費者相談等を実施しました。